

ひたちなか市教育委員会会議録

令和7年 第5回 ひたちなか市教育委員会 3月臨時会 会議録				
令和7年3月28日(金)		開会 午後4時00分		閉会 午後4時20分
場 所	市役所第3分庁舎 防災会議室1			
出席委員	教育長 秋本 光徳	教育長職務代理者 佐藤 達		委 員 大塚 佳代子
欠席委員			委 員 鬼澤 宏幸	委 員 原 嘉昭
会議に出席した事務局職員	補 職 名			氏 名
	総務課長			田口 清幸
	学校管理課長			橘 和典
	保健給食課長			金澤 幸浩
	参事兼指導課長			飯村 祐一
	青少年課長			植野 健一
	中央図書館長			大和田 千鶴子
	総務課課長補佐兼係長			菊池 徳
議案審議等	議案第6号	ひたちなか市教育委員会の所管に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則制定について【公開】		
	議案第7号	ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】		
	議案第8号	ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示について【公開】		
	議案第9号	ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱について【非公開】		
	協議事項2	ひたちなか市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則制定(案)について【非公開】		

令和7年第5回ひたちなか市
教育委員会3月臨時会会議録

開会 16:00

教 育 長 (あいさつ、開会の宣言)

今月に入りまして、何度もご足労いただきまして、恐縮でございます。

今日をもちまして、今年度中の委員会は最後ということになろうかと思
います。

教職員の異動もいよいよ発表になりますが、人事異動というのは、日本に限
らず、環境の刷新というのが一番の目的ですので、寂しい部分もございますが
仕方がない部分と考えております。

学校において、子どもたちの知能や心をじっくり一人一人に合わせて育て
ていくことは必要であります。一方、行動範囲が徐々に広がっていく中で、
世間知らずになっても困りますので、やはり世の中の動きに合わせていく必
要もありますことから、両方の側面をもって我々は取り組んでいく必要があ
ると考えております。

そのためにはやはり我々職員や教職員はいろいろな価値観や考え方もも
った人たちとやり取りしていく必要があると考えておるところです。そのため
の人事異動なのかなっていうことで考えているところでございます。

今日の案件は前回までの人事案件と異なり、議案の審議等でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

それでは令和7年第5回教育委員会の3月臨時会を開会いたします。

**議案第6号 ひたちなか市教育委員会の所管に係る情報通信技術を活用した行政の推進に
関する条例施行規則制定について**

総務課長 それでは、議案第6号「ひたちなか市教育委員会の所管に係る情報通信技
術を活用した行政の推進に関する条例施行規則制定について」ご説明をさ
せていただきます。

まず最初に参考資料から説明いたしますので3ページにお進みください。

本市では情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例をすでに定め
てございまして、その運用については首長部局におきましては、首長部局の
施行規則に定められてございます。

その内容についてですが、例えば4ページ記載の第4条第2項で電子証
明書につきましては、次のいずれかを使うということで1号から5号まで

記載されておりますが、その1つとして第1号ではいわゆるマイナンバーカードを電子証明書として認めます、というのを想定していたり、また、5ページになりますが、第9条では電子処理で処分通知等を行う場合ですけれども、その時には書面等により行うときに記載すべきこととされている事項をファイルに記録しなければならないなど規定がされていたりと、条例の施行に関して必要な事項が首長部局で定められているところでございます。

従来教育委員会においては、この首長部局の施行規則を特に明文の規定なく準用する形で運用をとってございましたが、今般、首長部局でこの施行規則を整理する機会がございまして、それに合わせ、教育委員会におきましてこれを準用することを明文化しようとするものでございます。

この議案資料2ページに教育委員会の施行規則案としてお示ししております。第1条において2項立てで趣旨を述べ、第2条におきまして準用ということで、首長部局の施行規則の例によって教育委員会も実施しますと規定したところでございます。

説明については以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

【質疑、意見等】

特になし

* 議案第6号 ひたちなか市教育委員会の所管に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則制定については、全員一致で可決されました。

議案第7号 ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

保健給食課長 それでは、議案第7号「ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について」ご説明させていただきます。

ひたちなか市は共同調理場として、学校給食センターと那珂湊第三小学校共同調理場の2施設を設置しており、それぞれが規則で定められた学校等に対して、学校給食を調理し配送を行っております。

今回の規則改正の内容につきましては、資料の3ページ、新旧対照表にてご説明いたします。3ページをお開きください。

新旧対照表の左側9の部分をご覧ください。規則の第2条では、それぞれの共同調理場が所管する学校について規定されております。そのうち、那珂湊第三小学校共同調理場が所管していた那珂湊第一幼稚園が令和6年度末

をもって閉園となることから、当該幼稚園に係る事項を削除しようとする
ものであります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑、意見等】

特になし

*議案第7号 ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で可決されました。

議案第8号 ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示について

学校管理課長 それでは、議案第8号「ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示について」ご説明をさせていただきます。

本要綱につきましては、ひたちなか市立幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後等における教育活動の事業の実施に関し必要な事項を定めてございます。

今般、幼稚園の創立記念日におきましても、事業を実施することとなったため、預かり保育の休業日を定めた規定から、幼稚園の創立記念日を削る改正を行うものです。資料3ページをご覧ください。

新旧対照表の左の9の欄、並み線の部分でございますが、現在は事業実施しない日としまして、第3号は幼稚園の創立記念日、と規定しているところを、右の方の新しい欄の第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる改正を行うものでございます。

ご説明については以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑、意見等】

特になし

*議案第8号 ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示については、全員一致で可決されました。

教 育 長 続きまして議案第9号と協議事項の2でございますが、公開することに

より率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがありましたため、非公開にしたいと思います。

非公開とする際は、討論を行わずに可否を決定しなければならないとされておりますので、この案件を非公開とすることについて、賛成の場合は挙手をお願いいたします。

(全員が挙手)

教 育 長 全員賛成ですので、非公開といたします。

議案第9号 ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱について

協議事項2 ひたちなか市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則制定(案)について

*議案第9号 ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱については、全員一致で可決されました。

教 育 長 非公開を解きます。

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 16:20